

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（再公示）

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和7年9月19日

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長 長谷川 眞理子

1. 業務概要等

- (1) 件名 令和8～10年度独立行政法人日本芸術文化振興会損害保険契約締結の媒介業務の委託
- (2) 概要 本件は合理的な損害保険契約を締結するに当たり、日本芸術文化振興会と保険会社との間で中立的な立場である保険仲立人に媒介業務を委託するものである。
- (3) 期間 (1) 契約期間
保険仲立人指名の日から令和11年4月1日（日）午後4時まで
(2) 履行期間
保険仲立人指名の日から契約期間中に媒介した保険契約業務が完了するまで

2. 参加資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限の日から企画提案書の特定の日までに、独立行政法人日本芸術文化振興会、文部科学省又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けていないこと。
- (4) 保険業法（平成7年法律第105号）第286条により、保険仲立人として内閣総理大臣の登録を受けた者であること。
- (5) 保険業法第291条第1項に定める保証金の供託を行った者又は同法第291条第3項により保証金の全部若しくは一部の供託をしないことができると認められた者であること。
- (6) 損害保険仲立人資格を有する担当者を配置できること。
- (7) 企画提案書の審査基準に示す欠格に該当しない者であること。（募集要領別紙参照）
- (8) 契約担当役（独立行政法人日本芸術文化振興会理事長）が別に指定する反社会的勢力に該当しない旨の誓約書に誓約できる者であること。

3. 手続等

- (1) 問合せ先
〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号
独立行政法人日本芸術文化振興会
財務部契約課契約係 本多
電話番号 050-1754-5981（直通）
- (2) 募集要領等の交付期間及び方法
令和7年9月19日（金）から、独立行政法人日本芸術文化振興会HP（トップペー

ジ>調達情報>入札情報一覧)又は上記(1)にて交付する。募集要領等の交付は無料とする。

- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
令和7年10月27日(月)午後5時まで
上記(1)に持参又は郵送(提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。電送によるものは受け付けない。
- ※(1)～(3)の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時までとする。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 誓約書の遵守 上記2.(8)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の企画提案書又は契約を無効とするものとする。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。
- (6) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(独立行政法人日本芸術文化振興会HPトップページ>調達情報)を参照の上、その内容について同意了承すること。(参照：<https://www.ntj.iac.go.jp/about/procurement/info.html>)
- (7) 詳細は募集要領等による。

以 上